

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や世界経済の持ち直し等を背景に企業収益に底堅さが見られ、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

米菓業界におきましては、ジャガイモ不足によるポテトチップの販売休止に伴い一時的に米菓のスナック類に伸長が見られたものの、価格競争の激化や主原料である国産米の価格高騰など、厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもと当社グループは、中期経営計画「岩塚Stage-Up70」の2年目にあたり「新たな成長への挑戦」を進めてまいりました。

製造部門におきましては、生産性の向上を目的とした設備投資による原価低減、安全安心の構築による品質保証体制の確立を進めてまいりました。

営業部門では、全ての商品を国産米100%としているブランド発信力を高めるとともにマーケティング活動の強化に努め、主力商品のシェア拡大を図ってまいりました。

また、2017年8月には地元長岡市の銘菓である落雁「米百俵」について、製造者の廃業に伴い商標権を取得、伝統の味を残しながらも更においしさを追求した商品にリニューアルし、12月より子会社の株式会社瑞花で販売を開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は237億92百万円（前連結会計年度比3.3%増）となったものの、営業利益は66百万円（前連結会計年度比82.4%減）と販売促進費や原材料、運送費の高騰等から減益を余儀なくされ、経常利益は15億63百万円（前連結会計年度比7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億23百万円（前連結会計年度比16.9%減）となりました。

〈当社の事業の概要〉

今年度は、創業70周年の節目の年であり、「創業の心の継承と進化」をテーマに岩塚グループ全社員で創業の心を共有し未来への成長・発展を誓い、中期経営計画の2年目の事業を進めてまいりました。

製造部門におきましては、生産ラインの自動化を主力商品以外にも拡充し生産性向上を図るとともに、ラインの検品装置や作業状況を確認するカメラの増設等による品質保証体制の強化を図り、安全安心の確立に努めてまいりました。

営業部門では、国産米100%使用の強みを活かし、また、主力商品の姉妹品など商品群の充実を図り、ブランド強化とシェア拡大を図ってまいりました。国産米については、新潟県の「新之助」、北海道では「ゆめぴりか」「ななつぼし」といった地域のブランド米を100%使用した「味しらべ」を販売しお客様からご好評をいただきました。また、「岩塚の黒豆せんべい」の姉妹品として発売した「もち麦とごませんべい」は、売上が大きく伸長しました。これはお客様の声をヒントに改良を行った結果であり、今後もお客様の声を真摯に受け止め、開発・製造・販売の連携を強化してまいります。また、ベビー商品を対象とした「おこせん〜おやつときファンサイト〜」をホームページに掲載、商品や安全安心の情報発信だけでなく、様々なコンテンツや参加型キャンペーン等、親子で楽しめるサイトとなっております。以上の結果、「10枚岩塚の黒豆せんべい」は「カテゴリー商品別販売金額アイテムランキング」で、「田舎のおかき」は「カテゴリーブランド別販売金額」でそれぞれ6年連続No.1となりました（インテージSRI調べ 2012年1月～2017年12月）。

社会貢献活動といたしまして、今年も「熊本応援企画」として、熊本県産もち米を50%使用した田舎のおかきシリーズを「くまモンパッケージ」で発売しました。東日本大震災復興のための「明日へつなごうプロジェクト」では、引き続き「バタしょっと」を再販売し、売上の一部を義援金として南相馬市に寄付いたしました。更に、創業70周年記念事業として、これまでの取り組みを本にした『「明日へつなごうプロジェクト」の軌跡』を発売し、この売上の一部も同様に寄付する予定であり、今後も当社ができる支援活動を行ってまいります。

また、次世代の農業人を育てる教育に力を入れている青森県立五所川原農林高等学校の生徒が生産したお米でつくった「五農米でつくった味しらべ」をコラボ商品として発売いたしました。このような農業の将来につながる活動を引き続き行ってまいります。

以上の結果、売上高は、224億16百万円、営業損失は58百万円、経常利益は14億68百万円、当期純利益は9億64百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は16億31百万円でありました。その主なものは生産ラインの自動化や検品装置、確認カメラ等の増強であり、生産性および品質の向上を図るものであります。

③資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

平成29年8月に長岡市の株式会社米百俵本舗から和菓子「米百俵」の商標権を取得し、12月から子会社の株式会社瑞花で販売を開始しております。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第62期 (平成27年3月期)	第63期 (平成28年3月期)	第64期 (平成29年3月期)	第65期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高(千円)	22,014,148	22,378,181	23,025,555	23,792,403
経常利益(千円)	2,886,271	1,684,195	1,682,511	1,563,049
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,697,840	294,551	1,232,088	1,023,572
1株当たり当期純利益(円)	295.58	51.61	218.19	182.66
総資産(千円)	96,079,491	69,074,295	66,390,739	71,765,915
純資産(千円)	66,693,942	49,920,567	48,201,224	52,263,981
1株当たり純資産額(円)	11,686.64	8,747.58	8,601.50	9,326.58

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
〈子会社〉			
株式会社瑞花	60,000千円	100%	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000千円	100%	米菓通信販売
株式会社越後抄	100,000千円	100%	法人向け米菓販売
里山元気ファーム株式会社	10,000千円	100%	農産物・農産加工品販売
〈関連会社〉			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000千円	40%	食料品の輸出入

(注) 100%子会社の株式会社田辺菓子舗は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、生産金額、小売金額ともに横這い傾向が続いており、さらに価格競争の激化による販売コストの上昇や原材料価格の高騰など、経営環境はより厳しい状況が続くことが予想されます。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「岩塚Stage-Up70の総仕上げ～活力あふれる創新と協働～」を基本方針として、中期経営計画の最終年度に次の経営課題を掲げ取り組んでまいります。

- ・ 自律的マネジメント体制の確立

主体的能動的な組織運営により、個々の組織の活動結果を集約し、全社目標の達成に繋げるとともに、お客様目線にベクトルを合わせた経営管理体制の確立を目指します。

- ・ 岩塚ブランドの基盤づくりと認知拡大

国産米100%使用の優位性を発信していくために、TOP 6の主力商品の強化集中路線を継続し、更なるシェアと認知度の拡大を図ってまいります。

- ・ 新（真）商品開発の強化

商品開発体制の強化を重点課題とし、21世紀型商品の開発・ブランド育成を図るために新分野への挑戦を実現してまいります。

- ・ ESG経営の推進

ESG経営なくして持続的発展はないと考え、岩塚グループ全社員でESG経営を実施してまいります。また、CGコードの取組強化を図ってまいります。

- ・ グローバル事業の推進強化

旺旺集団との連携強化を図りながら、新たに北米市場に挑戦していきます。また、インバウンド需要も含めたグローバル事業として、輸出の強化を全社的に推進してまいります。

- ・ 人材育成プログラムの実践

社員一人ひとりが、もう一歩前へ、もう一つ上へと自分を高めて行こうという向上心を持てる環境を醸成し、人材育成の強化を図ってまいります。

以上の経営課題を完遂することで、第66期（平成31年3月期）の経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、大人のおつまみシリーズ、大袖振豆もち、ふわっと、もち麦とごませんべい、新潟ぬれせんべい、きなこ餅、がんばれ！野菜家族、新潟ぬれおかき、岩塚のお子様せんべい
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売、法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
R & D・Mセンター	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、中沢工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、千歳工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都台東区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都稲城市）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、九州支店（福岡県福岡市）

（注）平成30年4月1日より、千歳工場は北海道工場に呼称変更いたしました。

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、 直営店（新潟県5店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム（新潟県長岡市）
株式会社越後抄	本社（新潟県長岡市）、 東京営業所（東京都台東区）
里山元気ファーム株式会社	本社、岩塚直売店、中沢直売店（新潟県長岡市）、 米の辻世田谷直売所（東京都世田谷区）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都台東区）

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
891 (128) 名	20 (△33) 名

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
827 (96) 名	23 (△35) 名	39.4歳	13.8年

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北越銀行	341百万円
株式会社第四銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

①発行可能株式総数 23,980,000株

②発行済株式の総数 5,995,000株

③株主数 3,709名

④大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
岩塚製菓共栄会	304,200株	5.41%
株式会社北越銀行	280,000株	4.98%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	250,400株	4.45%
株式会社第四銀行	250,000株	4.44%
平石毅一	244,346株	4.34%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	225,800株	4.01%
榎政男	202,105株	3.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	181,200株	3.22%
榎キク	162,619株	2.89%
U B S A G S I N G A P O R E	150,000株	2.67%

- (注) 1. 当社は、自己株式を368,333株保有しておりますが、上記大株主からは除外して
おります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成30年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	槇 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー取締役 株式会社紀文食品監査役
専 務 取 締 役	郷 芳 夫	当社経営企画本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗取締役
常 務 取 締 役	星 野 忠 彦	当社営業本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	槇 大 介	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役
取 締 役	小 林 正 光	当社商品開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	小 林 晴 仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	阿 部 雅 栄	当社管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 株式会社越後抄取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担 当 および 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	石 川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 株式会社越後抄監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取 締 役 (監査等委員)	佐 野 榮 日 出	税理士 田辺工業株式会社常勤社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	深 井 一 男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)石川豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。(平成30年3月31日現在)

氏 名	担 当
浅川 慎一	執行役員 生産管理部長
中野 剛	執行役員 品質保証部長 兼 お客様相談室長
下田 篤志	執行役員 商品企画部長
高橋 宏明	執行役員 営業企画部長
藤田 英之	執行役員 西日本営業部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

③取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	7名 (-)	9,584万円 (-)
取 締 役（監 査 等 委 員） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3名 (3名)	825万円 (825万円)
合 計 （ う ち 社 外 取 締 役 ）	10名 (3名)	10,409万円 (825万円)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額2,000万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社の100%子会社5社の監査役であります。
- ・取締役（監査等委員）佐野榮日出氏は、田辺工業株式会社の常勤社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員)	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐野 榮 日 出	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	深 井 一 男	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任大有監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,300万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,300万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。また、内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為について社長および監査等委員会に報告する。

②取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る重要文書およびその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも併せて整備する。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会および役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社管理規程を定め、子会社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室員は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないように公益通報制度に関する協定書を取り交わすとともに外部の相談連絡窓口を設置している。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査し、必要に応じ特定事項について調査・検証しており、留意すべき特記事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しているほか、内部監査室長が取締役にオブザーバー出席して情報を共有することでモニタリング体制の強化を図っております。

なお、法令遵守について監督者研修等により社員教育を行い周知しているほか、外部を含む複数の内部通報窓口を設置しております。また、今年度あらたにコンプライアンス委員会を設置し的確・迅速に対応・推進していくよう体制整備に努めております。

②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティの高度化を図り、グループ会社を含め周知のうへ内部統制の強化に努めており、特に個人情報については、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程を整備のうへ厳格に取扱っております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③当社およびグループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

B C Pや危機対応マニュアルを整備しているほか、重大苦情・事故対応マニュアル等を定めて厳格に対応し、食品会社として安全・安心な製品の提供に努めております。

また、取締役会等においてリスクを認識のうえ意思決定しており、フードディフェンス対応を図ってきているほか、揚げ釜の改善等火災に対する備えを強化しております。

なお、今後については、リスクの把握、評価、対応を網羅的に行い、リスクアプローチによる業務の効率化も併せ図っていく必要があると考えております。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において社外取締役を含め活発に議論しているほか、執行役員を含む役員会を適時開催することで迅速な意思決定に努めております。また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執行役員に対する権限委譲も進めてきております。

また、経営計画や設備計画は各部門からの積上げを基本としてよく議論されており、効率性追求と持続的成長に向けたバランスに配慮しております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い、取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制（子会社の業務内容等の報告を含む）

経営理念や行動規範はグループ一体であり、グループ会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しているほか、毎月の経営会議には子会社社長も出席しております。

また、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

なお、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催されており、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し、グループ会社一体での持続的成長を目指してきております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(監査等委員会への報告体制、職務執行費用等を含む)

取締役会等の重要会議には毎回監査等委員の出席を求め必要な報告を行っており、特に常勤監査等委員に対しては必要に応じ適時に報告を行っているほか、業務監査等において代表取締役をはじめ取締役全員が忌憚なく意見交換しております。

また、内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ通達により子会社役職員を含め周知しております。

なお、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに必ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「岩塚Re-Bornプラン」(第61期～第63期)を策定し、平成25年度から平成27年度までの3年間、新たな成長に向けた経営基盤づくりに力点をおいて、個々の戦略課題にグループ会社一丸となって取り組んでまいりました。

当社は、この経営基盤をさらに盤石なものにし、これから本格化する21世紀型消費社会に対応できるよう、新たな中期経営計画「岩塚Stage-Up70」

(第64期～第66期)を策定しました。平成28年度から平成30年度までの3年間を対象とするこの新・中期経営計画は、「社員一人ひとりの成長」が企業力として結集されていくマネジメントを実践し、企業価値の一層の向上を目

指すものです。当社グループは、個々の戦略課題に取り組むことで、一丸となって新たな成長への挑戦を続けてまいります。

当社は、この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社に対する大規模買付行為が行われるに際し、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために不当な条件による買付けに対する交渉を行うことなどを可能としたりすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」という）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様に当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

②新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、独立委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第63回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、平成31（2019）年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外取締役である監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

(注)本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,489,796	流 動 負 債	3,369,394
現金及び預金	808,555	買掛金	668,745
受取手形及び売掛金	4,038,893	短期借入金	541,550
商品及び製品	282,154	未払費用	939,890
仕掛品	125,731	未払法人税等	176,676
原材料及び貯蔵品	1,043,684	賞与引当金	229,144
前払費用	52,918	その他	813,388
1年内回収予定の長期貸付金	858,494	固 定 負 債	16,132,540
繰延税金資産	237,571	長期未払金	70,428
その他	133,108	退職給付に係る負債	1,113,583
貸倒引当金	△91,316	持分法適用に伴う負債	122,035
固 定 資 産	64,276,119	繰延税金負債	14,495,330
有 形 固 定 資 産	8,336,263	その他	331,163
建物及び構築物	4,340,272	負 債 合 計	19,501,934
機械装置及び運搬具	2,804,318	純 資 産 の 部	
土地	913,529	株 主 資 本	14,895,225
リース資産	70,974	資本金	1,634,750
建設仮勘定	137,198	資本剰余金	1,859,250
その他	69,970	利益剰余金	12,467,370
無 形 固 定 資 産	128,590	自己株式	△1,066,144
投資その他の資産	55,811,266	その他の包括利益累計額	37,368,755
投資有価証券	55,283,019	その他有価証券評価差額金	37,447,558
従業員に対する長期貸付金	1,937	退職給付に係る調整累計額	△78,803
長期前払費用	61,091	純 資 産 合 計	52,263,981
繰延税金資産	52,214	負 債 純 資 産 合 計	71,765,915
その他	441,135		
貸倒引当金	△28,131		
資 産 合 計	71,765,915		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,792,403
売 上 原 価		14,749,220
売 上 総 利 益		9,043,183
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,977,152
営 業 利 益		66,031
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41,777	
受 取 配 当 金	1,450,977	
そ の 他	61,438	1,554,193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,992	
為 替 差 損	30,588	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	6,540	
休 止 固 定 資 産 費 用	14,182	
そ の 他	2,872	57,175
経 常 利 益		1,563,049
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,119	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,000	3,120
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	141,401	
固 定 資 産 除 却 損	4,606	146,007
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,420,161
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	418,426	
法 人 税 等 調 整 額	△21,837	396,589
当 期 純 利 益		1,023,572
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,023,572

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	11,545,078	△1,065,928	13,973,149
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△101,280		△101,280
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,023,572		1,023,572
自己株式の取得				△215	△215
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	922,291	△215	922,075
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	12,467,370	△1,066,144	14,895,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	34,319,958	△91,883	34,228,075	48,201,224
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△101,280
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,023,572
自己株式の取得				△215
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	3,127,600	13,080	3,140,680	3,140,680
当連結会計年度変動額合計	3,127,600	13,080	3,140,680	4,062,756
当連結会計年度末残高	37,447,558	△78,803	37,368,755	52,263,981

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,669,246	流 動 負 債	3,240,593
現金及び預金	108,883	買掛金	647,207
受取手形	1,792	短期借入金	541,550
売掛金	3,947,788	リース債務	37,782
商品及び製品	270,216	未払金	572,083
仕掛品	125,731	未払費用	921,514
原材料及び貯蔵品	1,036,485	未払法人税等	150,603
前払費用	45,848	預り金	66,375
1年内回収予定の長期貸付金	858,494	前受収益	769
繰延税金資産	230,055	賞与引当金	209,640
その他	159,345	その他	93,066
貸倒引当金	△115,394	固 定 負 債	15,897,325
固 定 資 産	64,053,273	社債	100,000
有形固定資産	8,051,117	長期預り保証金	103,764
建物	3,713,095	リース債務	68,714
構築物	522,025	退職給付引当金	932,765
機械及び装置	2,783,017	債務保証損失引当金	80,000
車輛運搬具	21,294	繰延税金負債	14,495,330
工具、器具及び備品	62,666	その他	116,750
土地	756,225	負 債 合 計	19,137,919
リース資産	55,592	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	137,198	株 主 資 本	14,137,042
無形固定資産	105,431	資本金	1,634,750
投資その他の資産	55,896,724	資本剰余金	1,859,250
投資有価証券	55,283,019	資本準備金	1,859,250
関係会社株式	188,400	利益剰余金	11,709,186
出資金	213,677	利益準備金	101,437
従業員に対する長期貸付金	1,937	その他利益剰余金	11,607,748
長期前払費用	57,547	別途積立金	10,642,000
差入保証金	75,658	繰越利益剰余金	965,748
その他	104,616	自 己 株 式	△1,066,144
貸倒引当金	△28,131	評価・換算差額等	37,447,558
		その他有価証券評価差額金	37,447,558
資 産 合 計	70,722,520	純 資 産 合 計	51,584,600
		負 債 純 資 産 合 計	70,722,520

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,416,554
売 上 原 価		14,555,657
売 上 総 利 益		7,860,897
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,919,204
営 業 損 失		△58,307
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42,024	
受 取 配 当 金	1,450,977	
そ の 他	89,836	1,582,838
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,218	
為 替 差 損	30,588	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	4,575	
休 止 固 定 資 産 費 用	14,182	
そ の 他	2,431	55,996
経 常 利 益		1,468,534
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,119	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,000	3,120
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,901	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	141,401	143,302
税 引 前 当 期 純 利 益		1,328,351
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	385,625	
法 人 税 等 調 整 額	△21,550	364,074
当 期 純 利 益		964,276

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	9,542,000	1,202,752	10,846,190	△1,065,928	13,274,261	
当期変動額										
別途積立金の積立					1,100,000	△1,100,000	-		-	
剰余金の配当						△101,280	△101,280		△101,280	
当期純利益						964,276	964,276		964,276	
自己株式の取得								△215	△215	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	1,100,000	△237,003	862,996	△215	862,780	
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	10,642,000	965,748	11,709,186	△1,066,144	14,137,042	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	34,319,958	34,319,958	47,594,220
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△101,280
当期純利益			964,276
自己株式の取得			△215
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,127,600	3,127,600	3,127,600
当期変動額合計	3,127,600	3,127,600	3,990,380
当期末残高	37,447,558	37,447,558	51,584,600

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社
の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することに
ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ
の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場
から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監
査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し
て監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書
に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査
計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監
査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断
により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示
のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク
評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算
書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す
る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経
営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附
属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した
と判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、会社法に規程する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組むことが重要であると考えております。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊 ⑩

監査等委員 佐野 榮日出 ⑩

監査等委員 深井 一男 ⑩

(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上